

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第5条第1項の規定により、都市計画対象道路事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第7条の規定により、次のとおり公告し、方法書及び要約書を縦覧に供する。

なお、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第8条第1項の規定により、静岡県知事又は浜松市長に意見書を提出することができる。

令和6年7月19日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画決定権者の名称

名称	代表者の氏名	住所
静岡県	静岡県知事 鈴木康友	静岡市葵区追手町9番6号
浜松市	浜松市長 中野祐介	浜松市中央区元城町103番地の2

2 都市計画対象道路事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

(仮称)浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）

(2) 種類

高速自動車国道または一般国道（自動車専用道路）の新設

(3) 規模

延長 約13km

車線数 4車線

3 都市計画対象事業を実施されるべき区域

浜松市及び湖西市

4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

浜松市及び湖西市

5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

浜松市役所都市整備部都市計画課

浜松市役所環境部環境政策課

浜松市役所三ヶ日支所

湖西市役所都市整備部都市計画課

(2) 期間

令和6年7月19日（金）から令和6年8月19日（月）まで

（閉庁日を除く。）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書提出期間及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

環境保全の見地から意見を有する者は、意見書を提出期限までに郵送（当日消印有効）、持参または電子申請等以下に示す方法により提出することができる。

静岡県ふじのくに電子申請サービスによる提出

[https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=12124](https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12124)

電子メールによる提出（浜松市）

[toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

(1) 提出期間

令和6年7月19日（金）から令和6年9月2日（月）まで  
（持参の場合は、閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

(2) 郵送による書面での提出先

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課（郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）  
浜松市役所都市整備部都市計画課（郵便番号430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2）  
湖西市役所都市整備部都市計画課（郵便番号431-0492 湖西市吉美3268番地）

(3) 持参による書面での提出先

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課  
浜松市役所都市整備部都市計画課  
浜松市役所環境部環境政策課  
浜松市役所三ヶ日支所  
湖西市役所都市整備部都市計画課

(4) その他意見書の提出に必要な事項

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載）

7 その他

方法書及び要約書については、以下のホームページで閲覧することができる。

静岡県のホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikeikaku/1049266/1040486/1029708.html>

浜松市のホームページ <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/tosike/urbanplanning/doro.html>

8 問合せ先

静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班

電話（054）221-3204

浜松市都市整備部都市計画課計画グループ

電話（053）457-2371